

公会堂条例（平成17年岩手県条例第23号）第8条第2項の規定により、岩手県公会堂の利用料金を次のとおり承認した。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は県内において文化芸術活動を行う団体が行事等において大ホールを使用する場合（興行等割増料を徴収する場合に該当する場合を除く。）にあっては、当該額の6割に相当する額
- （2）（1）により算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

表1 施設の利用料金

区 分	普通利用料金						特別利用料金
	9時から12時まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで	
大ホール	円 6,170	円 15,430	円 18,510	円 21,600	円 24,690	円 27,770	1 暖房料（特別室、応接室又はギャラリーを使用する場合を除く。） 暖房を使用する期間においては、普通利用料金の額の5割に相当する額を別に徴収する。 2 休日割増料 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用する場合においては、普通利用料金の2割に相当する額を別に徴収する。 3 興行等割増料 使用者が興行等により入場料、会費又はこれらに類する料金（その額が1人当たり500円未満の場合を除く。）を徴収する場合においては、普通利用料金の額の5割に相当する額を別に徴収する。 4 時間外利用料 やむを得ない理由により21時30分を超えて使用した場合においては、超過時間が30分以上1時間未満のときは普通利用料金及び暖房料の額の合算額（以下「合算額」という。）の3割に相当する額、1時間以上のときは合算額の5割に相当する額を別に徴収する。
11号室	910	1,200	1,680	2,110	2,170	2,660	
12号室	910	1,200	1,680	2,110	2,170	2,660	
13号室	620	910	1,200	1,520	1,610	1,920	
14号室	910	1,200	1,680	2,110	2,170	2,660	
15号室	910	1,200	1,680	2,110	2,170	2,660	
16号室	910	1,200	1,680	2,110	2,170	2,660	
17号室	620	910	1,200	1,520	1,610	1,920	
18号室	620	910	1,200	1,520	1,610	1,920	
21号室	2,060	3,190	4,940	5,250	6,070	7,100	
22号室	910	1,200	1,680	2,110	2,170	2,660	
23号室	620	910	1,200	1,520	1,610	1,920	
24号室	620	910	1,200	1,520	1,610	1,920	
25号室	620	910	1,200	1,520	1,610	1,920	
26号室	2,160	3,600	5,350	5,760	6,790	7,820	
特別室（夏季）	1,170	1,560	2,170	2,740	2,820	3,460	
特別室（冬季）	1,760	2,340	3,250	4,100	4,230	5,180	
応接室（夏季）	800	1,170	1,560	1,970	2,100	2,500	
応接室（冬季）	1,200	1,760	2,340	2,960	3,150	3,740	
ギャラリー	750	1,100	1,500	1,850	1,950	2,340	

備考1 大ホールの舞台のみを使用する場合の利用料金は、普通利用料金に特別利用料金を加算した額の3割に相当する額とする。

2 「夏季」とは、4月21日から10月25日までをいい、「冬季」とは、10月26日から翌年4月20日までをいう。

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	附属の設備の利用料金						
			9時か ら12時 まで	13時か ら17時 まで	17時30 分から 21時30 分まで	9時か ら17時 まで	13時か ら21時 30分ま で	9時か ら21時 30分ま で	
舞 台 設 備	金びょうぶ	1 双	円 1,540	円 1,540	円 1,540	円 3,070	円 3,070	円 4,620	
	銀びょうぶ	1 双	1,540	1,540	1,540	3,070	3,070	4,620	
	白びょうぶ	1 双	1,540	1,540	1,540	3,070	3,070	4,620	
	テーブル掛	1 枚	80	80	80	160	160	240	
	取外し机	1 脚	30	30	30	60	60	90	
	普通いす	1 脚	30	30	30	60	60	90	
	平台	1 枚	100	100	100	220	220	330	
	演台	1 台	350	350	350	690	690	1,030	
	譜面台	1 台	30	30	30	60	60	90	
	指揮台	1 個	30	30	30	60	60	90	
	上敷	1 組 (5 枚)	370	370	370	730	730	1,100	
	扇風機	1 台	370	460	460	830	930	1,300	
	Horizont幕	1 張	520	520	520	1,060	1,060	1,580	
附 属 の 設 備	照 明 設 備	ボーダーライト (第1)	1 式	610	910	910	1,530	1,830	2,450
		ボーダーライト (第2)	1 式	590	670	670	1,250	1,340	1,930
		Horizontライト	1 式	590	670	670	1,250	1,340	1,930
		ロー Horizontライト	1 式	560	670	670	1,250	1,340	1,910
		アークピンスポットライト	1 台	2,200	2,680	2,680	4,910	5,390	7,590
		ロングスポットライト (1.5キロワット)	1 台	1,290	1,540	1,540	2,830	3,070	4,360
		プロジェクタースポットライト (1.5キロワット)	1 台	1,210	1,450	1,450	2,660	2,910	4,120
		ピンスポットライト (1キロワット)	1 台	670	800	800	1,460	1,590	2,250
		スポットライト (1キロワット)	1 台	670	800	800	1,460	1,590	2,250
		スポットライト (500ワット)	1 台	360	420	420	780	840	1,190
		ミラーボール	1 式	520	600	600	1,130	1,200	1,730
放 送 設 備	大型拡声器 (マイクロホン2本付き)	1 式	1,410	1,730	1,730	3,140	3,470	4,880	
	マイクロホン	1 本	320	370	370	680	730	1,040	
	ワイヤレスアンプ (マイクロホン2本付き)	1 式	1,410	1,640	1,640	3,050	3,290	4,700	
	レコードプレーヤー	1 台	370	460	460	830	930	1,300	
	テープレコーダー	1 台	1,410	1,640	1,640	3,050	3,290	4,700	
そ の	スクリーン (大ホール)	1 張	1,030	1,030	1,030	2,070	2,070	3,100	

他の 設備	スクリーン（会議室）	1台	210	210	210	410	410	620
	ピアノ（大型）	1台	使用1回ごとに、使用時間が、4時間以内の場合は9,310円、4時間を超え10時間以内の場合は13,210円、10時間を超える場合は17,140円					
	ピアノ（中型）	1台	使用1回ごとに、使用時間が、4時間以内の場合は2,950円、4時間を超え10時間以内の場合は4,270円、10時間を超える場合は5,760円					
電気料		1 k w h までごと に	30円					

2 利用料金の適用年月日

平成29年4月1日